

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	財政部
監査の種類	平成29年度 定期監査 (29監第55号 平成29年12月28日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成30年 3月22日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
契約事務 契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。	平成30年 3月22日
意見又は要望とする事項	
特定事項 (いわき市公共施設等総合管理計画について)	未措置

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>契約事務</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 市有地（普通財産）の貸付に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が『契約等の相手方が排除措置対象者であること』又は『公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること』のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」が講じられていなかった。</p> <p>なお、次の契約についても、同様であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産鑑定評価基本契約 （施設マネジメント課） 	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>関係職員の認識不足により、契約書への契約解除条項の規定文等の記載漏れが発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>次年度以降の契約に当たっては、暴力団等の排除に係る契約解除条項を盛り込んだ契約書により事務処理を行うこととします。</p>